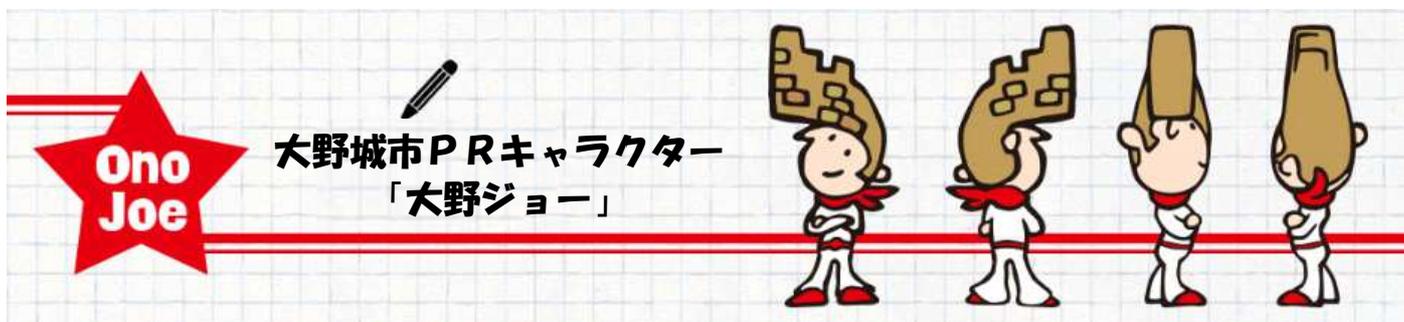


イラスト等利用の手引き



大野城市PRキャラクター「大野ジョー」のイラスト等の利用は、大野城市のPR、産業振興等を目的としています。

本手引、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱を必ずお読みいただき、内容をご承諾の上、利用の手続きを行ってください。

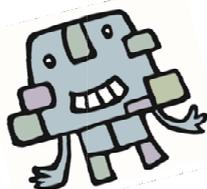
※本手引は随時更新されます。申請前に必ず最新版をご確認、ご利用ください。

＜目次＞

- ★はじめに … P1～3
- ★手続きの流れ … P4
- ★大野城市PR事業者登録申請手続きについて … P5～6
- ★大野ジョーイラスト等利用許諾契約申込手続きについて … P7～8
- ★大野ジョーイラスト等利用禁止事項 … P9～10
- ★利用許諾が決定したら … P11
- ★契約の後も、以下の「やっていただくこと」を忘れずに！ … P12～15
- ★利用可能な大野ジョーイラストについて … P16～17
- ★商品名称等への大野ジョーの利用について … P18
- ★大野ジョーのセリフの利用について … P19
- ★オリジナルの大野ジョーイラストの作成について … P20
- ★手引の内容確認セルフチェックリスト … P21

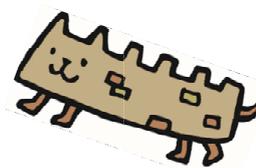
〔付録〕

- 大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱 及び 各種申請様式



イシガックン

福岡県大野城市役所 総合政策部
プロモーション推進課 にぎわいづくり担当
〒816-8510 福岡県大野城市曙町2-2-1
Tel:092-580-1895（直通） FAX:092-573-7791
E-mail:ono-joe@city.onojo.fukuoka.jp
公式ホームページ: <https://onojoe.com/>



ヤマジロウ



★ はじめに

「大野ジョー」のイラスト等の利用には、必ず申し込み（利用許諾契約申込）が必要です。

まずは
申し込みだ
じょー！



《1. 通常の申し込みについて》

：事前に「大野城市PR事業者登録」の申請が必要です（P5参照）。

※大野城市PR事業者登録とは？

… 大野ジョーのイラスト等の利用をお考えの事業者等について、市が事前に登録を行う制度です。

大野城市PRキャラクター利用に際しての審査を事前に行います。一度ご登録いただくと、登録有効期間（登録の日から2年間）中、イラストの利用許諾契約の申し込みを随時行っていただけます。

なお、大野城市PR事業者登録の申請をいただいてから、審査を経て結果をご通知するまでに約10日間かかります。あらかじめご了承ください。

※下記の《大野城市PR事業者登録申請を省略できる場合》に該当する場合は、事業者登録を省略することができます。

【大野城市PR事業者登録が必要な場合（例）】

- ・大野ジョーを利用した商品の製作・販売をお考えの事業者等
- ・大野ジョーを利用した配布物・PRグッズ等の製作・配布をお考えの事業者等
- ・大野ジョーを利用した看板・広告等を製作・掲示をお考えの事業者等

《2. 大野城市PR事業者登録申請を省略できる場合について》

：以下の例に示す利用に際しては、上記の「大野城市PR事業者登録」の申請が省略できます。

【大野城市PR事業者登録が省略できる場合（例）】

- ・大野城市のPR・産業振興を目的に、テレビ・新聞等が番組・記事等の制作のために利用する場合
- ・大野ジョーが出演するイベント等の広告物や記録物の作成に利用する場合

・大野城市各部署が利用する場合
 以上の場合でも、利用許諾契約申込は原則必要です。

事前に必ず事務局に利用内容についてご相談の上、「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込書(大野城市PR事業者登録不要分)」（様式第9号）を提出してください。
 ※大野城市内の地域活動、福祉活動等を行う団体等でイラスト等の利用をご希望の場合は、別途事務局にご相談ください。

様式第9号 (第11条関係)

様式第9号

大野城市PRキャラクター
 イラスト等利用許諾契約申込書（大野城市PR事業者登録不要分）

年 月 日

大野城市長 様

私は、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」のイラスト等を利用したいので、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱（平成28年度編第30号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

○申込者

住 所	〒
(フリガナ)	
所 属 名	
(フリガナ)	
申込者職・氏名	
電話番号	FAX番号
e-mailアドレス	

○申込内容

利用の内容	大野ジョーイラスト	大野ジョーロゴ	大野ジョーの写真・動画
利用の目的			
利用の時期			
利用の方法			
その他特記事項			

添付書類
 番組・雑誌等の企画概要書（任意様式）
 利用の状況がわかる資料

《 3. 上記1、2のいずれも必要がない場合 》

：以下の例に示すような「著作権法に定める著作権の行使の制限」に該当する場合は、大野城市PR事業者登録申請及び利用許諾契約申込のいずれも不要です。

【大野城市PR事業者登録 及び 利用許諾契約申込 のいずれも必要がない場合（例）】

- ・個人で利用する場合
- ・報道目的で利用する場合

必要に応じて、「大野城市PR事業者登録申請書」（様式第1号）、「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込書」（様式第6号）等の所定様式に、必要書類を添えて、下記事務局までご提出ください（郵送でもOKです）。

〔事務局〕

〒816-8510 大野城市曙町2-2-1 大野城市役所 本館3階
大野城市役所 総合政策部 プロモーション推進課 大野ジョー担当
TEL：092-580-1895 受付時間：平日8：30～17：00

申請書等は事務局にご用意しています。市ホームページからダウンロードしてお使いいただくこともできます。

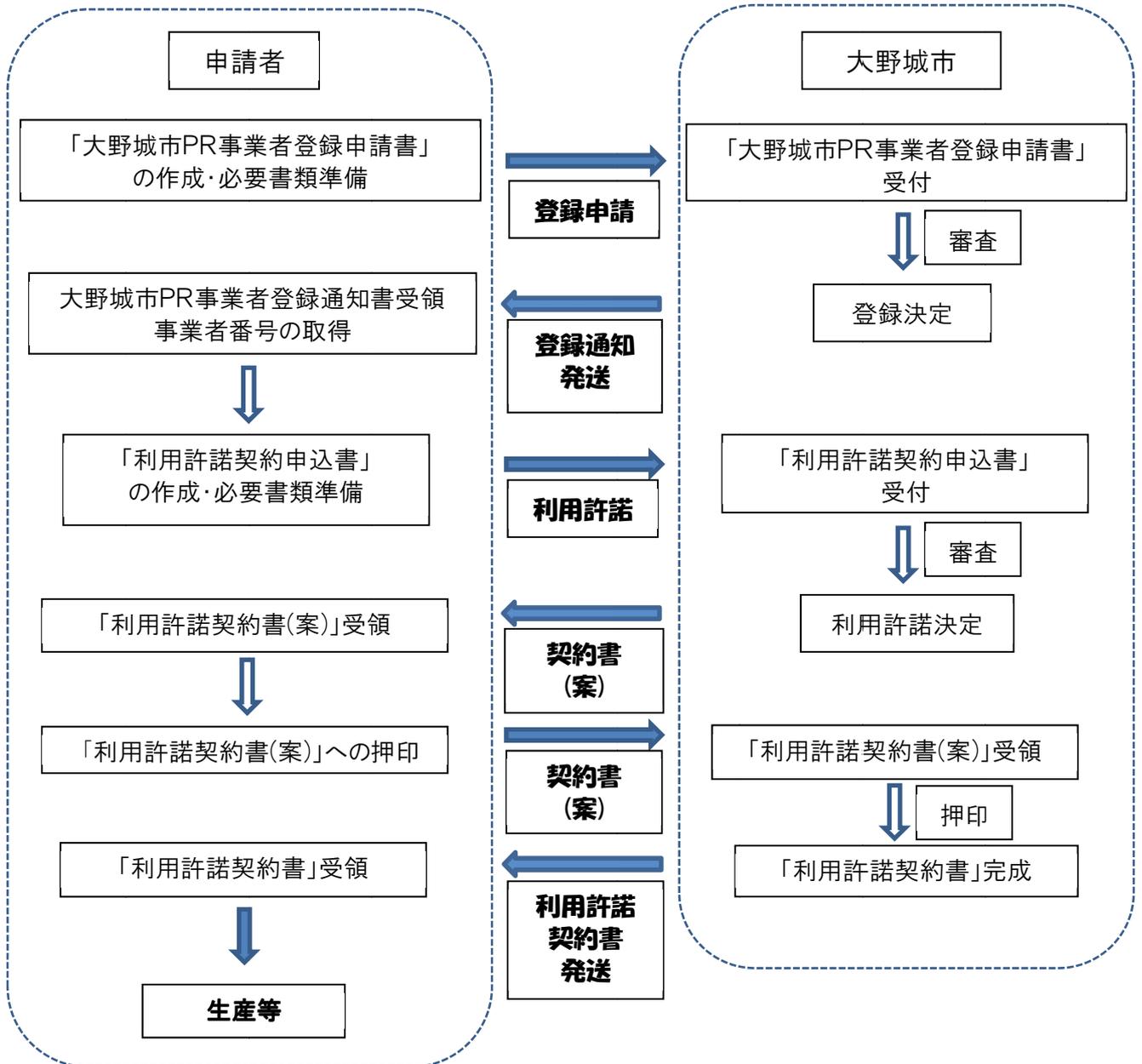
・市ホームページアドレス

<http://www.city.onojo.fukuoka.jp/download/index.html>



★手続きの流れ

イラスト等利用の手続きの流れは以下のとおりです。



※利用許諾の申し込みの前に「大野城市PR事業者登録」が必要です。なお、PR事業者登録と利用許諾の申し込みは同時にできますが、利用許諾の審査はPR事業者登録後になります。

※利用許諾契約書締結後に商品等の量産を行ってください。

★大野城市PR事業者登録 申請手続きについて

様式第1号

様式第1号（第4条関係）
大野城市PR事業者登録（更新）申請書
年 月 日

大野城市長 様

私（私を代表者とする法人・団体）は、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」のイラスト等利用許諾申込を行うに当たり、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱（平成28年要綱第30号）第4条第1項の規定に基づき、下記及び添付書類のとおり大野城市PR事業者としての登録（更新）を申請します。

記

○申請内容 ※いずれかにチェックを入れてください
新規登録 登録の更新（事業者番号： — ）

※登録の更新を申請する場合で、登録内容に変更があるときは、別紙変更箇所の表中に変更前後の内容を記入してください。

○申請者

住所又は所在地	〒
<small>（ふりがな）</small>	
法人・団体名	
<small>（ふりがな）</small>	
申請者氏名又は法人・団体の代表者の職・氏名	
主な業務内容	

○担当者連絡先（本申請又は各種調査に係る窓口）
※大野城市PR事業者登録に係る連絡先となりますので責任ある担当者の方を記入してください。

<small>（ふりがな）</small>	<small>（ふりがな）</small>	
所属部署名	職・氏名	
住 所	〒	
電話番号	FAX番号	
e-mailアドレス		

「大野城市PR事業者登録申請書」（様式第1号）（市ホームページからダウンロードできます）を記載の上、必要な添付書類（下記参照）と併せて事務局へ提出してください。

※申請者がPR事業者としてふさわしくないと市が判断した場合、登録できない場合があります。詳しくは「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱」第6条をご確認ください。

<添付書類リスト>

書類名	申請者種別				備考
	法人	団体	個人	行政	
暴力団の排除に係る誓約書兼同意書	●	●	●	—	所定様式を使用ください
役員一覧表	●	●	—	—	所定様式を使用ください
履歴事項全部証明書	●	—	—	—	発行日から3ヶ月以内のもの
身分証明書の写し	—	●	●	—	免許証・健康保険証など
市税に滞納がないことの証明書	●	●	●	—	
会社概要や業務内容がわかるパンフレット等の資料	●	●	●	—	

◎上記と併せて、事業者登録結果通知の送付用切手（84円）をご提出ください（通知を事務局まで取りに来られる場合は不要です）。

※「団体」とは法人登記等を行っていない任意団体で、身分証明書は団体の代表者のものとなります。また、納税証明書は団体に対するものがが必要です（団体への課税がない場合は不要です）。

市での登録作業後、登録通知書をお送りします。無くさないよう保管してください。

事業者登録後は、登録有効期間（登録の日から2年間）中、イラストの利用許諾契約の申し込みが随時行っていただけます。

様式第2号（第5条関係）

大野城市PR事業者登録通知書

年 月 日

様

大野城市長

年 月 日付けであなたから申請のありました大野城市PR事業者登録について、あなたを大野城市PR事業者として登録しましたので大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱（平成 年要綱第 号）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

○大野城市PR事業者番号

大	事			-				
---	---	--	--	---	--	--	--	--

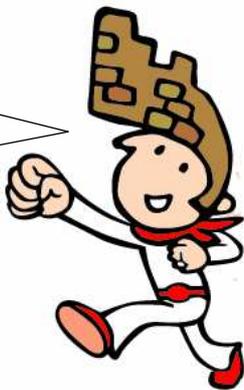
※ この番号は大野城市PRキャラクター「大野ジョー」のイラスト等利用許諾番号ではありません。今後のイラスト等の利用許諾申込手続きや、大野城市PR事業者登録変更の手続きの際必要となる番号です。
イラスト等の利用には、イラスト等利用許諾契約締結後に通知される「#」で始まる利用許諾番号が必要となります。

○大野城市PR事業者番号登録有効期間（最長2年間）

年 月 日	から	年 月 日	まで
-------	----	-------	----

この「大野城市PR事業者番号」がイラスト等の利用許諾の申し込みに必要なです。

どんどんPRしてほしいジョー！



様式第6号添付資料(第8条に定める関係書類の2)

(第8条に定める関係書類の2)

イラスト等利用状況写真等貼付用紙

【注意】

- ※ イラスト等の利用状況がわかる写真、印刷物等をこの用紙に貼付け、提出してください。
- ※ この用紙に貼えて、A4又はA3サイズの無地用紙に写真等を正確にプリントしたもによる提出も可能です。
- ※ この用紙に複数枚の写真等を貼付けることができます。この用紙で貼付スペースが不足するときは、追加用紙を追加してください。(この注意書きの上にも貼付けることができます。)
- ※ 利用許諾番号(©2018大野城市大野ジョー®●●●●又は©2018keno joe11ty. ono joe ●●●●●)を表示する場所を明示してください。
- ※ 立体的物の場合は、前面、後面、右側面、左側面、上部、下部からの写真又は具体的なデザイン図等を提出してください。
- ※ 写真は、カラーで、上欄(120mm×80mm)以上のサイズにしてください。
- ※ 写真、印刷物等が不明瞭の場合、再提出が必要となることもありますので、注意してください。

1

様式第6号添付資料(第8条に定める関係書類の3)

(第8条に定める関係書類の3)

大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込に係るチェックリスト

【申込に必要な書類】

※ 申込に必要な書類を記載していますので、該当した書類の□欄にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せて提出してください。

書類名	申込者			
	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 登記を行っていない団体	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 行政団体
大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込書【様式第6号】	<input type="checkbox"/> 1部			
利用許諾書	<input type="checkbox"/> 1部			
イラスト等利用状況写真貼付用紙【様式第6号の2】	<input type="checkbox"/> 1部			
※ 申込に係る利用許諾契約申込の場合、別途詳しくは販売に係る保健所の営業許可証の写し	<input type="checkbox"/> 1部			
申込み内容確認セルフチェックリスト(利用の手引○○頁)	<input type="checkbox"/> 1部			

企業商号及び組織	記入者		
申込書受理日	年 月 日	捺印	職名
商 社 名	〒 番 号	〒 番 号	〒 番 号
所 属 部	通 信 課	総務課	課長
備 考	年 月 日	<input type="checkbox"/> 入力済	

1

「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約申込書」(様式第6号)と「第8条に定める関係書類1～3」を記載ください。

その際、申込者名等は、大野城市PR事業者登録申請を行った際と同じ申込者名等の記載をおこなってください。

必ず写真や印刷物等、完成品の概要がわかるものを添付してください。写真等で利用方法が確認できればサンプルの提出は必要ありません。

※寸法などが確認できる具体的なデザイン図を添付してください。

※許諾商品等には利用許諾番号の表示が必要です。利用許諾番号の記載箇所(商品等そのものや商品タグ等)がわかる資料も添付してください。

★大野ジョーイラスト等利用禁止事項

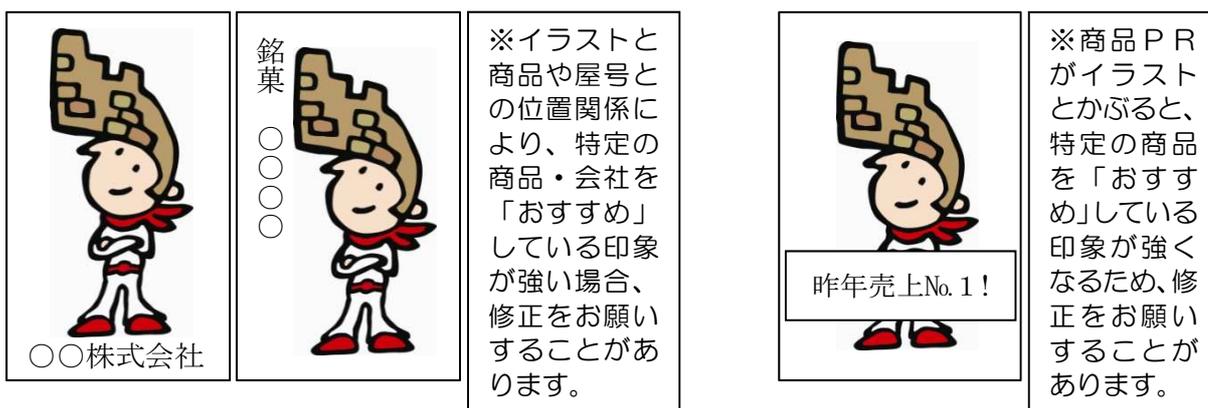
※利用許諾契約の申込前に必ずご確認ください

大野ジョーのイラスト等利用にはルールがあります。利用許諾契約の申込前に、必ず下記事項をご確認ください。

①特定の商品や企業の「おすすめ」はできません。

- 大野ジョーのイラストに近い場所やイラスト上に、「商品名」「商品画像」「商品情報」「価格情報」「企業名・ロゴ・キャラクター」などが配置されている場合、大野ジョーが特定の商品や企業の「おすすめ」をしていると消費者が捉えやすいため、修正をお願いすることがあります。イラストの形状（例：イラスト（2）（指指し）（※P17「利用可能な大野ジョーイラスト」参照）によっては、より「おすすめ」と捉えやすい配置となる可能性がありますので、イラストの配置の際はご注意ください。

〔修正をお願いする場合（例）〕



- ただし、イラストの形状に見合う形で、「商品名」「商品画像」「商品イラスト」「商品情報」「価格情報」「企業名・ロゴ・キャラクター」など以外のイラスト等を配置することは可能です。
- また、イラストの形状に見合う形で、企業・団体が特定されない衣装を着せることは可能です。

★**市内に本店・主たる事業所がある企業、市内に代表者住所がある団体**については、「商品名」「商品画像」「商品イラスト」「企業名」「企業ロゴ」とイラストを近接して利用することが可能です。詳しくは事務局までお尋ねください。

②大野ジョーのイラストは変更せずに利用してください。

- ・イラストの一部分だけを切り取った利用はできません。
- ・アニメーションとしての利用はできません。
- ・立体物としての利用については、事前に事務局までご相談ください。

③特定のイメージ付けや性格付けを行わないように利用してください。

【「大野ジョー」の基本プロフィール】

名前：大野ジョー（おおのじょー）

年齢：ちょっとおませな 12 歳

特技：ダンス

大野城跡の石垣をモチーフにしたリーゼントがチャームポイントの男の子

- ・大野ジョーの家族についての詳細設定は、現在設けていません。また、大野ジョーは一人しかいません。家族がいると誤認するような、また複数の人格があるようなデザインはしないでください。
- ・性別・年齢などプロフィールから想定できない利用はしないでください。
- ・ストーリーを伴う利用はしないでください。
- ・他キャラクターとの親交があるような表現はしないでください。
- ・セリフの利用をされたい方は、P19「大野ジョーのセリフについて」をご参照ください。
- ・その他、「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱」第1条に定める目的から逸脱した利用はできません。

④決められた表記方法を守って利用してください。

- ・「大野」は漢字、「ジョー」はカタカナです。英字表記は「Onojoe」又は「ONOJOE」です。

⑤大野ジョーの写真（もしくは動画）の利用を希望する場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。

- ・大野ジョーのキャラクター保持、プライバシー保護等の観点から、利用を希望される写真データ等の内容を確認させていただく必要がありますので、必ず事前に事務局にご相談ください。

以上の禁止事項のいずれにも該当しなければ、P7～8掲載の書類を準備の上、利用許諾契約の申込を行ってください。

★利用許諾が決定したら

利用許諾が決定したら、利用許諾契約書（案）2部をお送りします。

様式第7号（第9条関係）

大野城市PRキャラクター「大野ジョー」
イラスト等利用許諾契約書

大野城市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の甲の著作物（大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等）の利用に關し、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱（平成 年要綱第 号、以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり契約を締結する。

著作物	大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等
著作権者名	大野城市
利用許諾契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
著作物の利用計画	別添のとおり。
利用許諾対象物及び利用許諾番号	別添のとおり。

年 月 日

甲
所在地 福岡県大野城市櫻町二丁目2番1号
氏名 大野城市長

乙
住所又は所在地
氏名又は名称

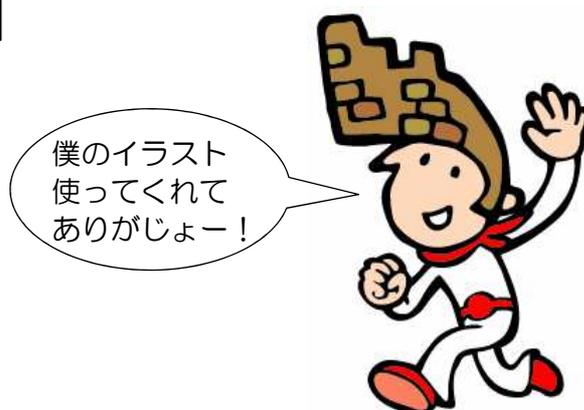
※大野城市PR事業者番号
大事 [] - [] [] [] [] []

乙欄に申請時記載の住所、氏名の記載、押印の上、2部とも事務局にご提出ください。

事務局で必要事項記載、必要書類添付製本、押印の上、1部お渡しします。

郵送での契約書受領をご希望の方は、契約書案2部を事務局送付の際、併せて返信用切手（140円分）をご提出ください（角2封筒にて郵送いたします）。

この契約書は大切な書類です。無くさないよう保管してください。



★契約の後も、以下の「やっていただくこと」を忘れずに！

利用許諾契約締結後も、以下のことをやっていただく必要があります。

「やっていただくこと」1

：完成品の写真（場合によっては完成品サンプル）を提出してください

使用方法が確認できれば、完成品の写真の提出でOKです（確認できない場合は、完成品のサンプルの提出を求める場合があります）。

その際、以下2点にご留意ください。

○商品タグなど利用許諾番号（#の掲載箇所がわかる写真も添付してください）

○寸法などが確認できる具体的なデザイン図（※利用許諾申込時の内容と変更がなければ提出の必要はありません。ただしその旨を事務局までお伝えください）を貼付してください。

「やっていただくこと」2

：製品には利用許諾番号に加え、製品に責任を持つ者を明確に表示してください

利用許諾契約に基づき製作する商品等には、大野城市の著作権表示と利用許諾番号を組み合わせた下記の表示を必ず付けてください。

【日本語表記】 ©2016大野城市大野ジョー#〇〇〇〇

【外国語表記】 ©2016 onojocity.onojoe#〇〇〇〇

※「2016」は固定の数字です。例えば2017年に許諾契約を結んだとしても数字は変わりませんのでご注意ください。

また、タグ等には利用許諾番号に加え、関係法令等で義務付けられた製造者等の表示を行ってください。特に法令等に定めがない場合も、製品についての連絡先を表示してください。

「やっていただくこと」3

：事業者登録内容や利用許諾契約内容の変更については、変更申請が必要です

様式第4号

様式第4号（第7条関係）
 大野城市PR事業者登録変更申請書

年 月 日

大野城市長 様

私（私を代表者とする法人・団体）の大野城市PR事業者登録情報につきまして、下記のとおり変更がありましたので、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱（平成28年要綱第30号）第7条第1項の規定に基づき、事業者登録情報の変更を申請します。

記

○大野城市PR事業者番号

大事									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○申請者（申請者が法人・団体の場合は代表者）

住 所	〒
<small>（フリガナ）</small>	
法人・団体名	
<small>（フリガナ）</small>	
申請者氏名	
法人・団体の代表者職・氏名	

○担当者連絡先
※大野城市PR事業者登録に係る連絡先となりますので責任ある回答の出来る方を記入してください。

<small>（フリガナ）</small>	<small>（フリガナ）</small>
所属部署名	職・氏名
住所	〒
電話番号	FAX 番号
e-mail アドレス	

○変更した部分

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 住所		
<input type="checkbox"/> 代表者		
<input type="checkbox"/> 事業の概要		
<input type="checkbox"/> 担当者		
<input type="checkbox"/> 役員一覧		
<input type="checkbox"/> その他		

※記入スペースが足りない場合には別紙に記入のうえ提出してください。

会社の商号が変わった／代表・役員が変わった／会社の住所や担当者が変わった等
 →「大野城市PR事業者登録変更申請書」（様式第4号）を提出してください。

(第7条に定める関係書類)

大野城市PR事業者登録変更申請に係るチェックリスト

【申請に必要な書類】
 ※申請に必要な書類を表示していますので、添付した書類の□にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せて提出してください。

書類名	申請者			
	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 登記を行っていない団体	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 行政団体
大野城市PR事業者変更申請書【様式第4号】		<input type="checkbox"/>		
本申請の変更を証明する書類		<input type="checkbox"/>		

●「本申請の変更を証明する書類」には、変更の内容に応じ、履歴事項全部証明書、住民票等を添付してください。

※事務局使用欄		記入者	
申請書受理日	年 月 日	持参	郵送 <input type="checkbox"/> 入力済
添付書類	不足有 不足無		
登録	満 不満 起案済	通知日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 入力済
備考			

→関係書類も一緒に提出してください。

様式第10号

様式第10号 (第13条関係)
 大野城市PRキャラクター「大野ジョー」
 イラスト等利用許諾契約変更申込書

年 月 日

大野城市長 様

私（私を代表者とする法人・団体）が利用許諾を受けました利用許諾対象物につきまして、下記のとおり変更を行いたいため、大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾（平成 年 第 号）第4条第1項の規定に基づき申込みます。

記

○大野城市PR事業番号

大事									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○申込者（申込者が法人・団体の場合は代表者）

住所	〒
（フリガナ）	
法人・団体名	
（フリガナ）	
申込者氏名	印
法人・団体の代表者職・氏名	

○担当部署先
 本利用許諾に係る連絡先となりますので責任ある回答の出来る方を記入してください。

所属部署名	職・氏名
〒	
電話番号	FAX番号
E-mailアドレス	

○許諾番号

©2016大野城市大野ジョー/©2016Onojoji City, Onojoji

○変更した部分

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 商品名（変更しない場合は×） <input type="checkbox"/> サイズ <input type="checkbox"/> 数量または単位 <input type="checkbox"/> 販売先 <input type="checkbox"/> 販売場所 <input type="checkbox"/> その他		

※記入スペースが足りない場合は別紙に記入のうえ提出してください。

デザインを変更・追加したい／サイズを変更・追加したい／販売先を追加したい／商品を増産したい 等
 →「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約変更申込書」(様式第10号)を提出してください。

→下記の関係書類も提出してください。

(第12条に定める関係書類の1)
 イラスト等利用状況写真等貼付用紙

【注意】

- ※ デザインの追加、変更等の場合は、この用紙も提出してください。
- ※ イラスト等の利用状況がわかる写真、印刷物等につきましては、この用紙に貼付け、提出してください。
- ※ この様式に替え、A4又はA3サイズの無地用紙に写真を直接プリントしたものの提出も可能です。
- ※ 本用紙に複数枚を貼付することができます。本用紙で貼付スペースが不足する場合は、適宜用紙を追加してください。（この文字印刷スペースの上にも貼付できます。）
- ※ 利用許諾番号（©2016大野城市大野ジョー：●●●●●●●●又は©2016Onojoji city, onojoji ●●●●●●●●）が表示される場所を明示してください。
- ※ 立体物の場合は、前方、後方、右側面、左側面、上部、下部からの写真又は具体的なデザイン図等を提出してください。
- ※ 写真は、カラーで、L判（127mm×89mm）以上のサイズにしてください。
- ※ 写真、印刷物等が不鮮明の場合、再提出が必要となることもありますので、御注意下さい。

(第12条に定める関係書類の2)
 大野城市PRキャラクター「大野ジョー」
 イラスト等利用許諾契約変更申込に係るチェックリスト

【申込に必要な書類】
 ※申込に必要な書類を表示していますので、添付した書類の□にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せて提出してください。

書類名	申込者			
	法人	登記を行っていない団体	法人	行政団体
大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用許諾契約変更申込書【様式第10号】		<input type="checkbox"/>		
利用許諾を受けた際の許諾契約書及び申込書の写し		<input type="checkbox"/>		
本申込の変更を証明する書類		<input type="checkbox"/>		
イラスト等利用状況写真貼付用紙【様式第10号の2】		<input type="checkbox"/>		(デザインの追加・変更の場合のみ)
製造又は販売に係る保健康所の営業許可証の写し		<input type="checkbox"/>		(食品に係る変更で当初の利用許諾申込時に未提出の場合のみ)
手引の内容確認セルフチェックリスト（利用の手引P20）		<input type="checkbox"/>		

●「本申込の変更を証明する書類」には、変更の内容に応じ、商品や販売の企画書等を添付してください。

※事務局使用欄		記入者	
申込書受理日	年 月 日	持参	郵送
送付書類	不足有 不足無	<input type="checkbox"/> 入力済	
許諾	通 不 適 起案済	通知日	年 月 日
備考	<input type="checkbox"/> 入力済		

「やっていただくこと」 4

: 利用許諾契約を行った商品等の売上等を報告してもらうことがあります

大野ジョーイラストを使用した商品等の経済効果・販促効果等測定のため、当該商品等の売上状況等の調査を行うことがあります。ご協力ください。



★利用可能な大野ジョーイラストについて

利用可能な大野ジョーイラストは次ページのとおりです。利用可能イラストは今後随時追加していきます（追加の際は、市ホームページ等を通じお知らせします）。

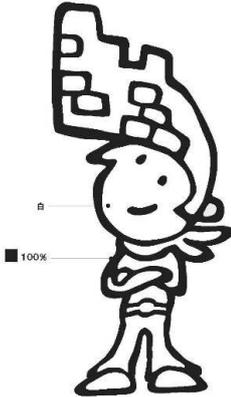
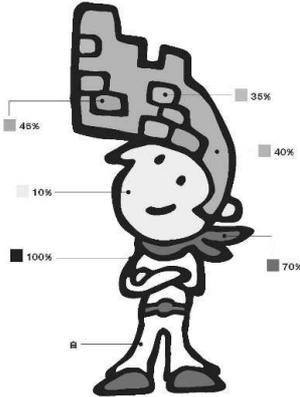
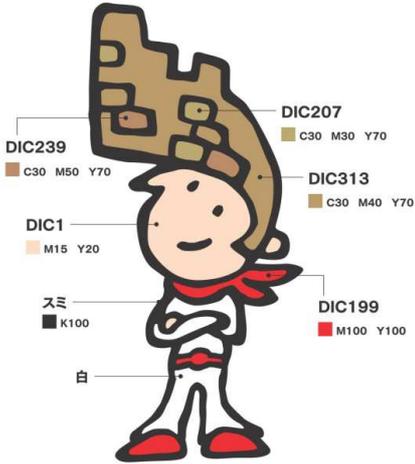
利用の際は、下記の色指定を参考にしてください。

色を変更することはできません。指定色のままか、単色（黒一色など）での利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。

また、イラストの縦横比は変更しないようにしてください。

追加のイラストは
となりのQRコード
からゲットだじょ！

大野ジョー公式HP



DIC239 C30 M50 Y70

DIC1 M15 Y20

スミ K100

白

DIC207 C30 M30 Y70

DIC313 C30 M40 Y70

DIC199 M100 Y100

45%

35%

40%

10%

100%

70%

白

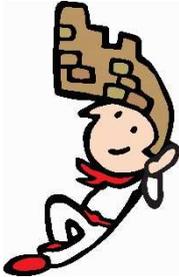
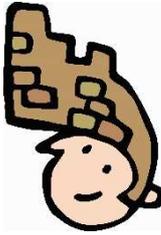
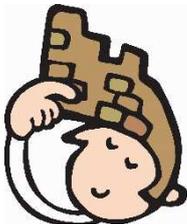
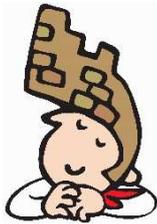
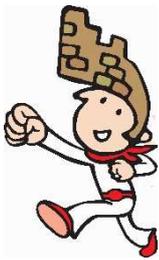
100%

大野ジョー

大野ジョー

大野ジョー

【利用可能な大野ジョーイラスト】

(1)	(2)	(3)	(4)	(文字横) 大野ジョー (文字縦) 大野ジョー <small>※この文字は商標登録済 のものです。</small>
				
(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
				
(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
				
(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
				
(20)	(21)	(22)	※左右反転しての利用はできません。 ※利用可能イラストは今後随時追加していきます（追加の際は、市ホームページ等を通じお知らせします）。 ※大野ジョーの写真の利用を希望される方は必ず事前に事務局にご相談ください。	
				

★商品名称等への大野ジョーの利用について

“名称「大野ジョー」は登録商標です。”

大野ジョーイラストを利用した商品に商品名を付ける際、大野ジョーと商品名を直接結びつけた商品名（例：「大野ジョークッキー」「大野ジョーコップ」など）をつけることはできません（※大野城市製作の大野ジョーグッズ、大野城市商工会の特産品・推奨品認定を受けた商品を除く）。大野ジョーをもじった商品名への利用（例：大野ジョー水機、大野ジョーゼット など）もできません。

また、「大野ジョー」イラスト等利用禁止事項（P 9～10）に記載のとおり、大野ジョーが特定の商品や企業の「おすすめ」をしていると消費者が捉えるような表示はできません。

ただし、

○「大野ジョーの〈一般的な商品名〉」

（例：「大野ジョーのクッキー」「大野ジョー型コップ」 など）

○「〈特定商品名〉（大野ジョー+α）」

（例：「〈特定商品名〉（大野ジョーバージョン）」「〈特定商品名〉（大野ジョー版）」

※「大野ジョーの〈特定商品名〉」は、特定の商品とのつながりが強い印象となるためNG。

等の形で表現することは可能です。

大野ジョーの商号への利用は一切できません。

商品の形状、パッケージ等が「大野ジョー」と関係なく、単に「大野ジョー」の名称を使用することのみが目的の場合は使用できません。

ご利用を検討される方は、事前に事務局までご相談ください。



★大野ジョーのセリフの利用について

大野ジョーのセリフを利用する場合、原則、語尾に「じょー」（※文字表記の場合、ひらがなを使用）を用います。

イラストと併せてセリフを利用する場合、

- 挨拶としての利用
- 大野城市及び大野城市の施策のPRとしての利用
- 大野ジョー出演イベントの告知としての利用
- その他一般的表現としての利用

は可能です。

セリフは、吹き出しとしての利用を基本としますが、吹き出しがなくてもイラストとの位置関係によりセリフと認識できるものであればOKです。

ただし、「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱」第10条に該当するような表現（大野ジョーのイメージを損なうもの、市の品位を害するもの、特定の人・団体・商品・思想を推奨するもの など）は認められません。

ご利用を検討される方は、事前に事務局までご相談ください。



★オリジナルの大野ジョーイラストの作成について

本手引P17にある「利用可能な大野ジョーイラスト」以外に、オリジナルの大野ジョーイラスト（以下、「オリジナルイラスト」という。）を作成し、利用することができます。

オリジナルイラストの「作成」については、「大野城市PR事業者登録」は不要です。どなたでも作成いただけます。

（※オリジナルイラストの「利用」には、本手引等に基づく諸手続が必要です。）

オリジナルイラストを作成された際は、事務局にオリジナルイラスト案をご提出（※イラストレーターの方をご提出ください）ください。下記「オリジナルイラスト作成にあたっての留意点」を踏まえて事務局で審査を行います。

事務局の審査で承認されたものは、大野ジョーのイラストとして利用することができます。なお、承認されたオリジナルイラストは、大野城市に帰属（市所有）し、本手引等に基づき、第三者が利用できるものとなります。

【オリジナルイラスト作成にあたっての留意点】

- 基本的に大野ジョーだと判断できるものであること。
- イラストの縦横比等のバランスが、大野ジョーの基本的なバランスを保ったものであること
- 全体として、大野ジョーらしさを損なわないこと
- 大野ジョーの特徴である石垣リーゼントは左向きとする
- 首から下を含めたオリジナルイラストの場合、白いタイツ、赤いスカーフ、赤いベルト、赤いブーツは原則表現すること（※タイツ、スカーフ、ベルト、ブーツが無くても大野ジョーの意匠を表現したものであると事務局が承認した場合を除く）
- 暴力的な表現をしたイラスト、政治的・宗教的な表現をしたイラスト、特定の人・団体・商品・思想等を推奨する表現したイラストなど、大野城市のPRキャラクターとしてふさわしくない表現をしたイラストではないこと

オリジナルイラスト作成をご検討の方は、事前に事務局までご相談ください。

まずはご相談
してください
だじょー！



手引の内容確認セルフチェックリスト【様式】

- ・ 下記チェック項目のうち、あなたの利用許諾申込にあたって該当する項目全てについてセルフチェックを行い、「申請者チェック欄」にチェック (☑) を入れてください。
- ・ 各項目の内容は、必ず「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱」「大野ジョーイラスト等利用の手引」をご確認ください。

申請者 チェック 欄	No	内容【利用の手引掲載ページ】	事務局 チェック 欄
<input type="checkbox"/>	1	利用許諾契約申込の前に、「大野城市PR事業者登録」を行い、「大野城市PR事業者番号」を取得しました【P6】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2	イラスト等の利用にあたり、特定の商品や企業の「おすすめ」となるような利用はしていません【P9】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3	事務局の許可なく、イラストの変更は行っていません【P9】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	4	特定のイメージ付け、性格付けはしていません【P10】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	5	「大野ジョー」の表記方法を守っています【P10】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6	写真もしくは動画は利用していません。または、写真もしくは動画の利用に際し、事前に事務局に確認を行い、利用のルールを遵守しています【P10】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	7	イラストは指定色または単一色で利用しています【P15】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	8	利用可能なイラスト(1)~(22)及び(文字横)(文字縦) もしくは 別途事務局の承認を受けたオリジナルイラスト)のみを利用しています【P16】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	9	左右反転でのイラスト利用はしていません【P16】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	10	商品名称等への大野ジョーの利用に際し、事前に事務局に確認を行い、利用のルールを遵守しています【P17】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	11	セリフは利用していません。または、セリフの利用に際し、事前に事務局に確認を行い、利用のルールを遵守しています【P18】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	12	商品タグや本体などに利用許諾番号がわかるように掲載し、その掲載場所がわかる資料を提出しています【P8】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	13	利用許諾契約申込にあたり、事業者登録を行った際と同じ、団体等名・代表者名・印鑑により申請を行っています【P8】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	14	「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱」第10条(利用許諾の制限)には該当しません	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	15	「大野城市PRキャラクター「大野ジョー」イラスト等利用要綱」を熟読し、その内容を承諾の上で申請を行っています	<input type="checkbox"/>